

【アメリカ】性犯罪者登録、児童ポルノ取締り強化に関する法律

海外立法情報調査課・井樋 三枝子

* 第 110 連邦議会(2007-2008)において、性犯罪者登録や児童ポルノの取締りの強化に関する 3 つの法律が、大統領選挙による休会目前の 2008 年 10 月に相次いで成立した。2008 年効果的児童ポルノ訴追・対策強化法(P.L.110-358)、KIDS 法(P.L.110-400)、2008 年子ども保護法(P.L.110-401)である。これらは、特にインターネットを経由した子どもの性犯罪被害を食い止め、効果的に捜査、摘発することを目的として制定された。

2008 年効果的児童ポルノ訴追・対策強化法

この法案提出の契機は、連邦刑法の児童ポルノ所持罪で訴追された男性が 2007 年 9 月に控訴審で逆転無罪となったことである。被告人は複数の有料サイトと契約し、オンラインで児童ポルノ画像を閲覧していた。しかし、被告人のパソコンにはキャッシュファイル等に画像の痕跡が認められただけで、画像をダウンロードしたと明言できる証拠はみとめられなかった。また、有料サイトは料金徴収を代行会社に行わせており、これらは被告人在住の州以外にあった。だが、捜査では実際のサイト運営会社やそのサーバー、被告人の用いていたプロバイダーのサーバーの所在箇所も突き止められなかった。児童ポルノ画像が保存された CD-ROM も押収されたが、被告人がこれらをネット上で入手したと回答したにもかかわらず、ダウンロード先を確定できず、その取引の証拠も見つからなかった。

原審では連邦刑法の「コンピューターによるものを含むいかなる方法によるものであれ、州際取引において移送された児童ポルノを、知りつつ受領及び所有する」という条文により被告人を有罪とした。しかし、被告人は、本件が州際で児童ポルノの取引がされたとするには証拠不十分であるとして控訴した。控訴審では条文からは、インターネットで画像を入手したということだけで、画像が州を越えて送信されたとは必ずしも言えないとして、被告人は無罪となった。この判決は、インターネットを介している場合、連邦の児童ポルノ犯罪が結果的に連邦刑法の網から逃れてしまうといった法の抜け穴の存在を指摘することとなった。そこで、今回連邦議会では、主に次の 2 点について改正が行われた。

まず、「州際もしくは国際通商で、または通商に影響を与えて」、「州際通商設備において」という文言を関連条文にすべて盛り込む改正を行った。この文言の挿入により、連邦法の適用範囲という問題に関連する合衆国憲法第 1 編第 8 節第 3 項の「州際通商条項」に違反しない範囲で、行政府側による児童ポルノ犯罪の立証にかかる責任を軽減できると、上述の控訴審の判決において示唆されたためである。

これまで連邦刑法では、児童ポルノの「所持」が明示的に禁止されていた。これは、ネットを経由して、ポルノ画像のやり取りや閲覧が頻繁に行われることが想定される前に制定された条文である。そこで、今回の効果的児童ポルノ訴追・対策強化法では、画像を実際にダウンロードしなくても、「閲覧することを意図してアクセスする」ことも犯罪とした。

KIDS 法

2006 年アダム・ウォルシュ法(P.L.109-248)で規定された性犯罪者の登録と告知について改正する内容である。性犯罪者のオンライン上のユーザー名、メールアドレス、ハンドルネーム等、同一性を確認し本人であると特定できるような「識別子」についても、全米性犯罪者登録簿（管理・運用は、州等の法執行機関が行う。）の登録対象とした。これらの識別子に変更があった場合、更新も義務づけられる。

ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)サイトが登録簿を閲覧・検索し、SNS 自身のサイトへの、性犯罪者によるアクセス状況をチェックし、そのアクセスを防止することも認めた。また、性犯罪者の保護観察の状況に応じ、裁判所は、性犯罪者に対してインターネットフィルタリング・監視システムの設置に協力するよう命じることを、法律で明示的に定めた。さらに、連邦保護観察・公判手続前事務所に対し、保護観察中の性犯罪者のコンピューター利用を効率的に監視できるインターネットフィルタリング・監視システムの評価、購入のための予算を付けた。

2008 年子ども保護法

インターネットを介した性犯罪、誘拐等の児童搾取の危険から子どもを保護するために、連邦、州、地方の捜査機関の拡充や新たな役職、戦略等を作成することを規定した。

ほとんどの場合、児童ポルノ等の訴追は地方の法執行機関が行っている。しかし、予算不足が指摘されており、この法律では、州や地方に更なる財政基盤や権限を与える規定を置いた。特に今後 5 年にわたり、州や地方の電子情報科学捜査研究施設には能力増強のため年 6000 万ドルを、科研の未処理案件対応のため年 200 万ドルを、それぞれ付与した。

連邦捜査局(FBI)の児童性犯罪捜査官が削減され、本来ならば解決できる事件が放置されているという証言が連邦議会の公聴会でなされたため、FBI の増員についても規定された。

省庁横断的で計画的な一貫した行政取組推進のため、司法長官に「子ども搾取防止・禁止国家戦略」を策定・実施させることとし、司法省に新たに児童搾取対策局を設置した。また、司法省内に連邦機関を横断した児童搾取訴追の取組みを計画し、調整する責任を負わせる特別審議会を設置した。

インターネットプロバイダーに課した児童ポルノ規制法規違反の報告義務を強化し、これまで不明確であった報告すべき画像の具体的な条件や方法を、明示的に規定した。プロバイダーが、報告すべき画像を知りつつ積極的に報告しなかった場合、1 画像につき 1 日 15 万ドル、それ以上は 1 日 30 万ドルを上限として罰金を科すこととした。あわせて、全米行方不明・被搾取児童センター（連邦議会から、未成年の失踪や誘拐等に関する様々な取組みについて委任を受けた非営利団体）の CyberTipline（子どもの性的搾取に関する事件を通報するためのシステム）を児童ポルノ画像の通報にも利用することを規定した。

また、子どもの写真を児童ポルノの制作のために交換することや、コンピューター等を使い、身元の特定できるような未成年の画像に児童ポルノに用いるため、改編や修正を加えることを犯罪とする規定を置いた。